

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策会議

日 時 平成23年1月24日(月)
午前11時45分から
場 所 県庁第2庁舎3階
災害対策本部室

1 目的

宮崎県で高病原性鳥インフルエンザが発生したことに対応するため、防疫対策会議を開催する。

2 会議内容

(1) 宮崎県での発生状況について

(2) 本県の状況及び今後の対応について

(3) その他



宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・ 宮崎県の農場で飼養されている鶏について、本日未明、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。
- ・ これに先立ち、昨夜、「農林水産省 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。
- ・ 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：宮崎県 宮崎市 佐土原町

飼養状況：種鶏 約 10,200 羽

2. 経緯

- (1) 昨日、宮崎県は、死亡鶏（36羽）の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2) インフルエンザ簡易検査で7羽中6羽陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 本日未明、家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、H5 亜型であることを確認。死亡鶏の状況も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と確認したところ。

3. 今後の対応

疑似患畜の確認に先立ち、昨夜、鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜となった場合に、直ちに防疫作業に入れるよう、今後の対応方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

(1 / 2)

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
5. 宮崎県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
6. 現場状況を把握し、国と県の緊密な連携を図るため、松本政務官を宮崎県に派遣。
7. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
8. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（2例目）について

- ・ 昨日、宮崎県より、第1例目から約8.5km離れた採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認しました。
- ・ 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 概要

昨日、宮崎県より、第1例目から約8.5km離れた採卵鶏農場において、約20羽の死亡が確認され、簡易検査の結果、6羽中5羽でA型インフルエンザ陽性が確認された旨連絡がありました。

宮崎県において、遺伝子検査（PCR検査）を実施したところ、昨晚、H5亜型であることを確認しました。死亡時の状況もあわせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

2. 農場の概要

所在地：宮崎県 児湯郡 新富町

飼養状況：採卵鶏 約66,000羽（養鶏団地全体としては、採卵鶏約41万羽）

3. 今後の対応

(1) 農林水産省では、昨日午後3時前に農林水産省高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を持回りで開催し、以下の事項を決定していたところです。

1. 第1例目の現地調査を行っている家きん疾病小委員会の疫学調査チームに第2例目についても調査してもらい、感染状況・感染経路等を把握してもらおう。その結果を踏まえて、今後の対応方針を検討する。
2. 松木政務官を再度宮崎県に派遣し、県との連携を強化する。
3. 防衛省、警察庁、国土交通省等関係府省と連携を強化する。
4. 第2例目の遺伝子検査結果が陽性となった場合には、殺処分、焼埋却等を迅速に行う。このため、農林水産省の緊急支援チーム等の派遣人数を増員する。

(1/2)

(2) 更に、再度、農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催し、遺伝子検査の結果、疫学調査チームの報告（別添）、持回りで開催した家きん疾病小委員会の議論も踏まえて、

1. 第2例目については、当該農場だけでなく団地全体（計41万羽）を疑似患畜とし、殺処分・焼埋却・移動制限区域の設定等の防疫措置を迅速に行うこと。
2. 周辺農場の感染状況の確認を迅速に行うこと

を決定しました。

4. その他

- (1) 2例目農場は、1例目の確認を受け設定した移動制限区域内に所在しており、昨日から飼養家きん等の移動はありません。家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

<添付資料>

- ・（別添）発生農場に係る疫学調査チームの調査結果概要
- ・（参考）宮崎県の高病原性鳥インフルエンザの発生状況

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

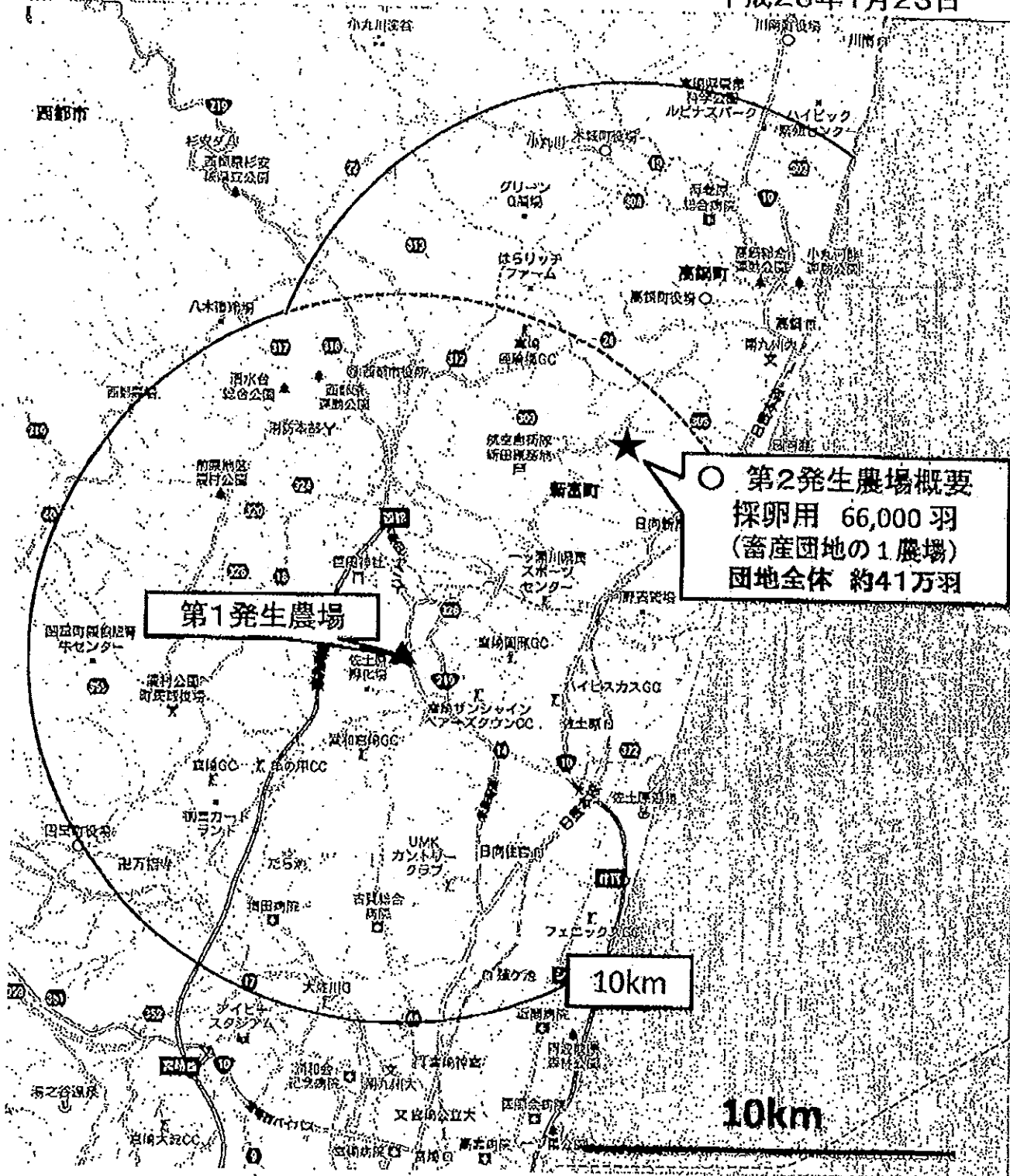
当資料のホームページ掲載URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

【取扱注意】

宮崎県の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

平成23年1月23日



○ 第2発生農場概要
 採卵用 66,000羽
 (畜産団地の1農場)
 団地全体 約41万羽

第1発生農場

10km

10km

◇ 周辺半径 10km 圏内の農場

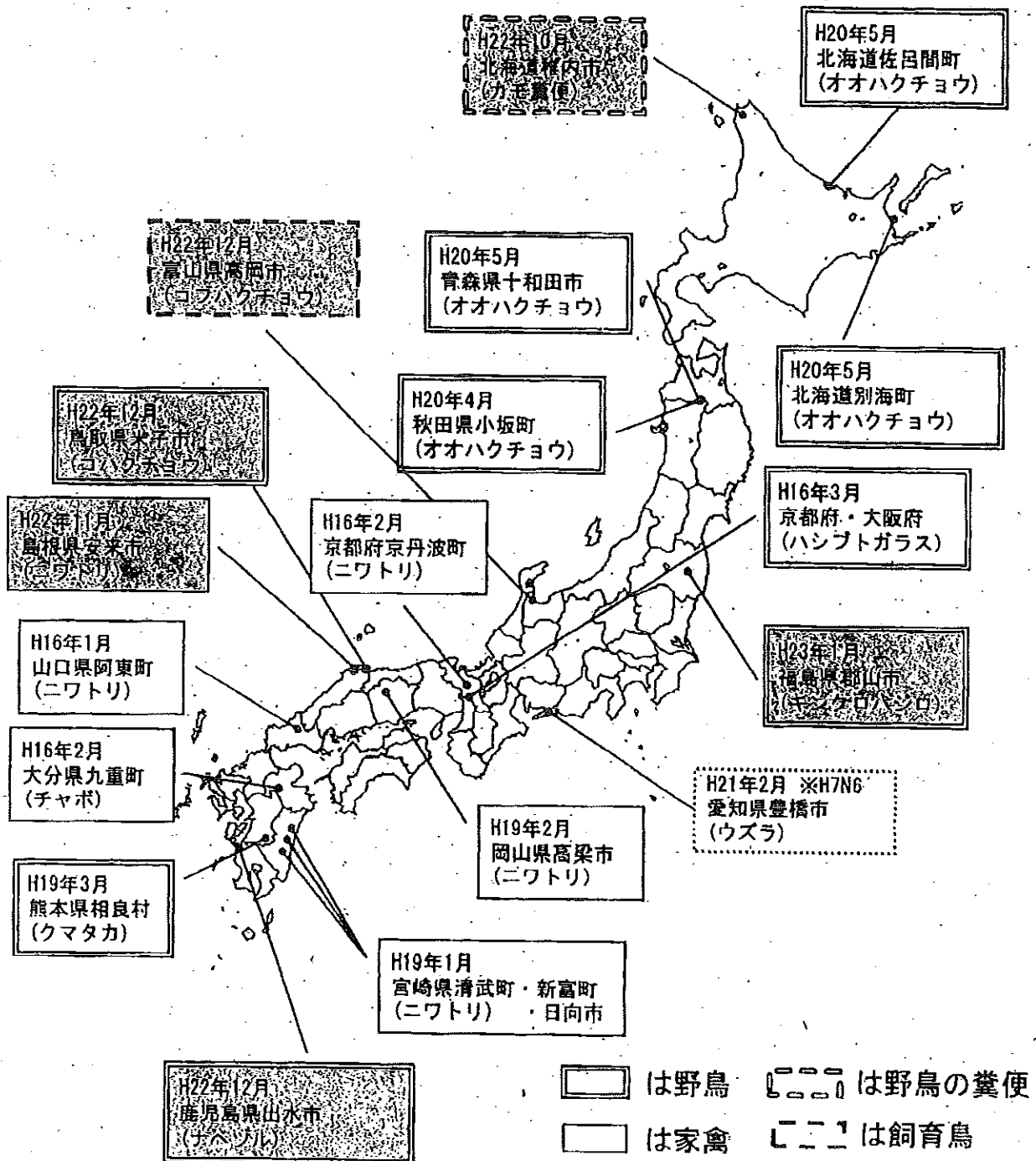
【1例目の周辺農場】

計46農場 150万羽

【新たな発生で増える周辺農場】

計96農場 約315万羽

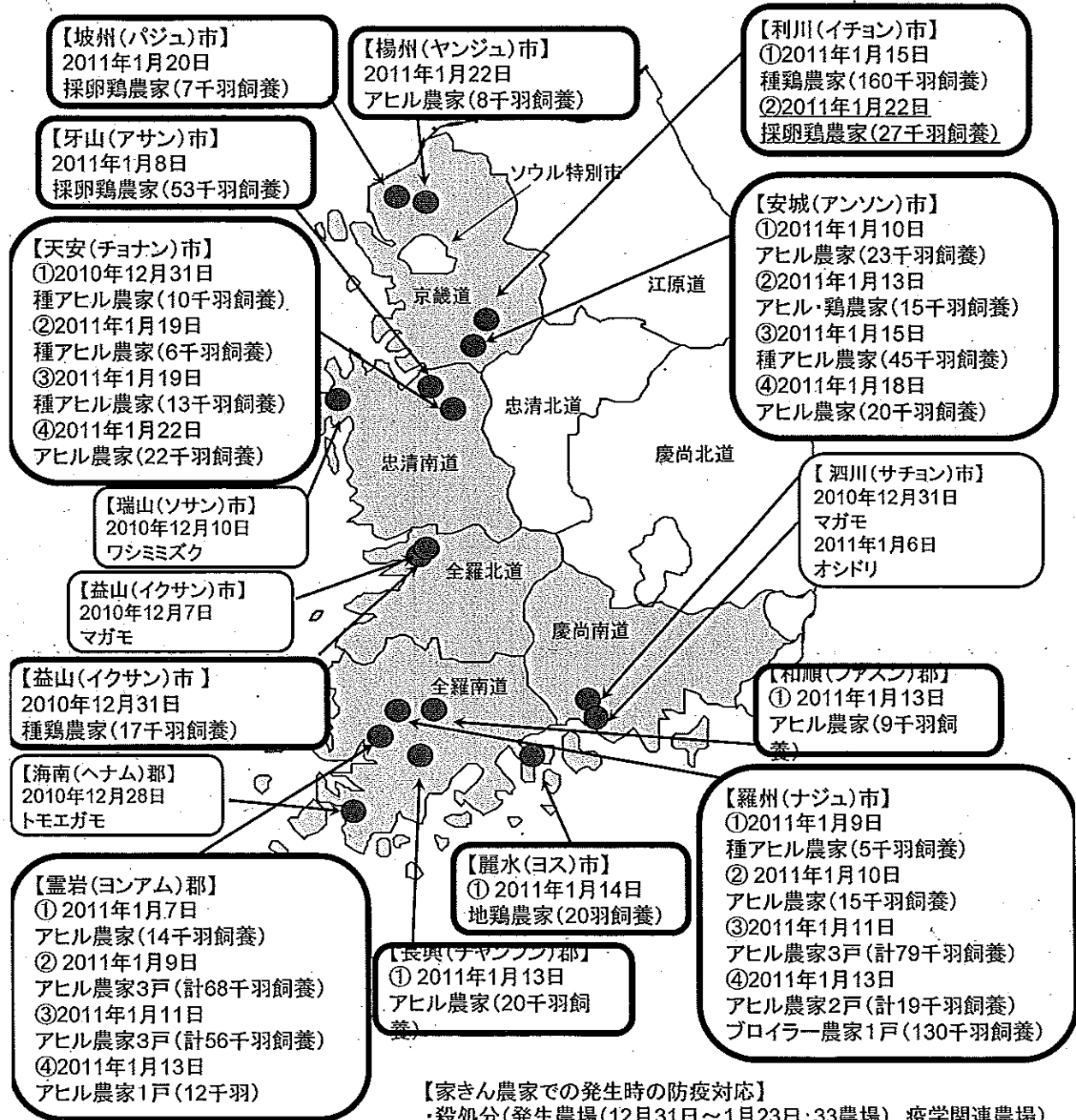
H5N1亜型等鳥インフルエンザウイルス確認事例



注:上記の他、平成17年6月～平成18年1月の間、茨城県(2ヶ所)、埼玉県(1ヶ所)のニワトリでH5N2亜型のウイルスが確認されている。

2011年1月23日16時現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N1亜型)の発生状況(2010年末～)



【家きん農家での発生時の防疫対応】
・殺処分(発生農場(12月31日～1月23日:33農場)、疫学関連農場)
・予防的殺処分
(発生農場から半径500mまたは3km内)
・10km圏の移動制限・サーベイランス
※1月23日付の報道によれば、206農家約467万羽が殺処分対象。

※ 農場での発生
※ 野鳥での発生

写

22消安第8272号
平成23年1月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、宮崎県内の肉用種鶏場から宮崎県に対して、高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨通報があり、遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。また、当該種鶏場において死亡鶏の増加が確認されたこともあり、当該鶏について、宮崎県は高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

本病については、これまで累次の通知等により、飼養衛生管理の周知徹底・確認及び防疫措置の徹底等をお願いしているところですが、今回の発生を踏まえ、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の再徹底について遺漏なきようお願いします。

記

1 家きん飼養農場への緊急立入調査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、立入調査等により、以下の事項を速やかに実施すること。

- (1) 宮崎県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供
- (2) 飼養される家きんの異常の有無の確認及び異常家きん発生時の早期発見・早期通報の徹底指導
- (3) 防鳥ネットの破れ・隙間等の確認を中心とした飼養衛生管理状況の確認及び指導

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の再点検について

万一発生した際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った危機管理体制の再点検を行うこと。特に、市町村役場・農協等の関係機関との情報共有及び連携を強固にすること。

高病原性鳥インフルエンザに係る本県の対応

1 県内における対応状況

(1) 県内農場の異常の有無の確認

- ・島根県の発生以降、県内農場からの異常通報はなし。
- ・宮崎県の発生以降、各家畜保健衛生所が電話等により、各農場における異常の有無を再確認。

(1月24日現在、全農場異常なし／85農場(鳥取7, 倉吉33, 西部45))

(2) 野鳥の監視体制について(別紙資料)

(3) 県内農場等の緊急消毒の実施

① 農場の緊急消毒

- ・島根県における発生後、県告示に基づき、県内全養鶏農場に対して緊急消毒を命令。
- ・消毒用消石灰を県から全農場へ無償配付。

(1回目配付：12月10日～12月14日, 2回目12月27日～1月21日)

② 愛玩鳥飼養者への消毒薬の配付

液体消毒薬を、愛玩鳥飼養者の希望者に対して、市町村を通じて配付(12月28日～市町村配付)

(4) 防鳥ネット整備に係る予算措置

防鳥ネット整備に係る予算措置。(要望のあった8養鶏業者(延べ12業者))

- ・現計予算対応(平成22年度内)：島根県の発生に係る移動制限区域の農場を含む3戸の鶏舎のネットを対象(3業者3農場)
- ・2月補正予算：国の補助対象とならない鶏舎以外(堆肥舎など)の防鳥ネット整備(4業者8農場。平成22年度に実施し繰越し可能とする。)
- ・平成23年度当初予算：上記以外の鶏舎の防鳥ネットを対象(5業者6農場)

2 今後の対応

(1) 県内養鶏農場への情報提供及び指導の徹底を継続

① 国内、海外等の発生状況等について情報提供

② 監視強化について指導を徹底

- ・異常の有無の確認及び早期通報の徹底
- ・消毒の徹底
- ・野鳥の侵入防止対策(防鳥ネット等)の確認
- ・関係者以外の立入制限及び訪問記録の記載等

(2) 野鳥の監視体制の強化を継続

鳥インフルエンザに係る野鳥監視の状況について

平成23年1月24日

公園自然課

○ 県内における野鳥監視の状況

12月18日米子市で感染が確認されたコハクチョウ以外で収容された野鳥のなかには、異常鳥は見つかっていません。

H23.1.23現在

	通報件数 (件)	収容羽数 (羽)	うち簡易検査		検査対象外
			うち簡易検査	うち確定検査	
東部	124	3	未実施	—	3
中部	69	2	未実施	—	2
西部	392	224	陽性 0	鳥取大 全て陰性 119 (コハクチョウを除く)	63
			陰性 161	国環研 未判定 13	
計	585	229	161	132	68

注1 通報時の聞き取りや現地での状況から、衰弱原因が明らかなものや外傷性のは検査対象外として収容していないもの。(通報件数と収容羽数の相差)

注2 確定検査基準外の29羽について、住民等の要請により独自に簡易検査を行ったもの。(簡易検査数と確定検査数の相差)

○ 全国の野鳥等での発生状況

強毒確認日	発生場所	周辺の野鳥の状況
12月18日	鳥取県米子市 (コハクチョウ (野鳥))	現時点で異常なし
12月19日	富山県高岡市 (コブハクチョウ (飼育動物))	現時点で異常なし
12月22日	鹿児島県出水市 (ナベツル (野鳥))	現在までの感染は6羽。 感染は小康状態
1月19日	福島県郡山市 (キンクロハジロ (野鳥))	現在までの感染は4羽。 21日から糞便調査を実施
1月22日	北海道浜中町 (オオハクチョウなど (野鳥))	現在までの感染は4羽。

(環境省資料・聞き取り)

○ 野鳥監視区域に係る今後の対応

環境省では、恒常的に実施している感染状況のモニタリング (糞便調査等) や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、高病原性鳥インフルエンザの発生地周辺においては、警戒レベルを最高位の3に引き上げ、周辺の野鳥の監視強化、糞便採取による感染状況の把握等を実施。

警戒レベルに応じた野鳥サーベイランスの実施概要 (環境省マニュアルから)

警戒区分	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査			
		死亡野鳥等調査	糞便採取調査	野鳥捕獲調査	
通常時 (レベル1)	日常的監視	死亡野鳥等調査 感染リスクの高い種 (表I-4参照)	その他の種	糞便採取調査	野鳥捕獲調査
警戒時 (レベル2)	監視強化	死亡1羽から検査	(レベル1と同じ)	(レベル1と同じ)	
国内発生時 (レベル3)	発生地周辺 (発生地から半径10km以内、但し状況に応じ最大半径30kmまで拡大)	野生鳥獣の異常の監視	3個体以上死亡している場合 (哺乳類含む) に検査	糞便採取調査を追加 (1ヶ所100個)	野鳥捕獲調査を実施 (1ヶ所100羽)
	それ以外の地域	監視強化	死亡1羽から検査	(レベル1と同じ)	(レベル1と同じ)

※レベル2以降の警戒区分においては、カラス類等の生息数の多い種について、検体数が急激に増えることが予想されるため、都道府県の検査体制を踏まえ実施すること。